

第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進

【基本方針】

水辺空間は、もともと広島らしさを感じさせる空間であるため、河岸緑地の整備を進め、また、河岸緑地などにおける様々な市民の活動を促進することにより、川や海を市民の身近なものにします。

(1) 「水の都ひろしま」づくりの推進

ア 市民による水辺の活用

平成16年(2004年)3月、京橋川右岸及び本川・元安川の一部が国土交通省から「河川利用の特例措置を適用する区域」に指定されたことを受け、京橋川右岸及び元安川左岸の河岸緑地において民間事業者が水辺のオープンカフェ(現在8店舗)を営業しています。平成22年度(2010年度)におけるその他の社会実験として、水辺のコンサートや水辺のキャンドルアートを実施しました。

また、「水の都ひろしま」にふさわしい風景づくりをめざした水辺のまちなみ誘導を行っています。

イ 水辺の空間の整備とまちづくりの一体化

(7) 水辺の特徴を生かした広島らしい水辺づくりの推進

a 河岸緑地の整備

河岸緑地は、水辺と緑地の連続性の確保などにより、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースであり、地域の特性を生かした「水の都ひろしま」にふさわしい空間を整備するため、国及び県が実施する高潮対策事業と連携を図りながら、整備を進めています。

表 44 河岸緑地の整備計画等

所在地	河川名	延長	うち整備済延長 (平成22年度(2010年度)末現在)
中南区 南区 西区	天満川 旧太田川 元安川 京橋川 猿候川	47.7km	25.2km

b 河川環境の整備

・河川環境の整備

→第2章第1節1(2)ア 生態系に配慮した河川や海岸の整備(36ページ)

c 海浜環境の整備

・海浜環境の整備

→第2章第1節1(2)イ 生態系に配慮した河川や海岸の整備(37ページ)

(イ) 安心して泳げ遊べる水辺づくりの推進

泳げる川の実現を目指して、合流式下水道の改善、下水道未整備地域の解消、水資源再生センターからの放流水の水質向上などに取り組んでいます。

また、中国山地から流れる栄養豊かな水とプランクトンの豊富な瀬戸内海の海水が交わる流域で生まれた「太田川しじみ」は、川底がきれいなため黄金色をしており、平成19年度(2007年度)には、特に優れた広島の特産品として「ザ・広島ブランド 味わいの一品」に認定されました。

- ・生活排水対策の推進

→第2章第2節2(1) 水質汚濁の防止(60ページ)



本川で泳ぐ子供たち
(昭和36年撮影・公文書館所蔵)

(ウ) 水辺の歩行者導線の確保

広島らしさを感じさせる空間である河岸緑地を含む水辺と、街と結ぶ歩行者動線の確保や、歩きやすい水辺の実現のため、高潮護岸の整備にあわせて、緑のネットワークの形成、市民の水に親しむ空間の確保などを目的に、河岸緑地の整備を行うとともに、アンダーパスの整備などを関係機関へ働きかけています。

ウ 水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり

(ア) 太田川流域の地域連携

- ・太田川流域振興交流会議

→第2章第1節2(1) 自然とのふれあいの推進(48ページ)

(2) 潤いのある緑のまちづくりの推進

ア 市民意識の醸成と市民緑化への支援の拡充

緑のまちづくりへ積極的に取り組む市民意識の醸成を図るため、区役所ロビーでのパネル展示による市民意識の啓発、緑の作文コンクール等の表彰や春と秋のグリーンフェア等のイベントを開催しています。

また、市民主体の緑のまちづくりを促進するため、講習会を開催し、緑に関わる人材の育成などに努めています。

イ 市民による民有地の緑化

市民や企業等が主体となった民有地緑化を促進するため、平成 22 年(2010 年)4 月から、市街化区域等において敷地面積 1,000 m²以上の建築物の新築等を行なう建築主に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化推進制度を実施しているほか、民有地緑化推進事業補助金制度や民間建築物等緑化事業補助金制度による工事費の助成を行なっています。

また、建築物の屋上や壁面も含めた民有地の緑化を促進するため、民有地の緑化に関する技術的な留意事項や本市の緑化に関する制度等を取りまとめた「民有地緑化ガイドライン」の PR や、春と秋のグリーンフェアや区役所におけるパネルの展示などで、事業の普及に努めています。

ウ 平和のための市民との協働による緑の交流と継承

(ア) 平和記念公園の緑の保全

広島を象徴する平和記念公園の緑の保全と育成を行うため、「平和記念公園樹木いきいきボランティア」の市民参加を得て、公園内の緑地帯へのマルチング材の敷き均し作業等を行っています。

(イ) 被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木の配付

平和を象徴する緑の未来への継承を進めるため、修学旅行で平和公園を訪れた学校等へ被爆アオギリ二世及びキョウチクトウの苗木を配付しています。

[平成22年度(2010年度)実績：被爆アオギリ二世 883 本、キョウチクトウ 292 本]

(ウ) ハナミズキ 2001 事業

平和への願いを緑に託した新しい形の日米友好交流を進めるため、20 世紀の初めに日米友好の象徴として交換されたサクラとハナミズキの故事にならい、米国市民から寄贈を受けたハナミズキの種子や苗木を育成し、京橋川河岸緑地や公園等への植樹、ボランティア参加によるかん水作業を行っています。

エ 市民との協働による公園づくりと花壇づくり

(7) 身近な公園再生事業

地域住民の多様なニーズに応えるとともに地域のコミュニティの形成にも資する公園とするため、平成17年度(2005年度)から「身近な公園再生事業」に取り組んでいます。地域の皆さんが主体となって、自らの発案による施設づくりなどの公園再生活動を行い、市は緑化指導者の派遣や活動の当初に必要な資材の提供などの支援を行っています。

表 45 身近な公園再生事業の実施状況

区 分	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
再生件数	27	26	26

資料：都市整備局緑化推進部緑政課

(イ) ボランティア花壇づくり制度

市民の手による都市緑化を推進するとともに、市民のボランティア意識や地域に対する愛着心の向上を目的とした制度で、市民ボランティアグループとの協働により、公共施設（道路・公園等）への花の植え付け及び維持管理を行っています。

本市は、参加団体に対し、花の苗（年2回程度）及び用土・肥料等の消耗品を提供するとともに、参加団体の技能向上のための講習会や、参加団体相互の情報交換のための連絡会議を開催します。

参加団体は、公共施設（道路・公園等）に花の苗等を植付けるとともに、適宜、除草・かん水を行います。

(ウ) グリーン・パートナー事業

市民や企業等と協働して緑のまちづくりを進めるため、平和大通り等の花壇の維持管理活動に参加、または協賛していただく事業を進めています。

平成23年(2011年)4月1日現在、15団体が維持管理活動に参加、20企業が協賛しています。

オ 公園緑地の整備

(7) 公園緑地整備の推進

幼児から高齢者まで広く利用され、遊び場として子どもたちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流やコミュニティの形成にも役立つ、身近な公園緑地の整備を進めています。

また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備しています。

なお、公園緑地の中心的施設である都市公園の開設状況は、平成22年度(2010年度)末現在で 1,144 か所、948.61ha、市民1人当たり 8.07 m²で、広島市緑の基本計画において目標としている平成32年度(2020年度)の公園緑地面積 1,000ha を目指して、整備を推進しています。

[平成22年度(2010年度)の整備内容]

街区公園整備	2公園	施設整備：安東第二公園、細坂公園
河岸緑地整備	3か所	基盤整備・施設整備：東部河岸緑地（京橋川左岸） 実施設計：西部河岸緑地（元安川右岸） 測量・実施設計：西部河岸緑地（天満川右岸）

(4) 街区公園清掃等報奨金制度の推進

街区公園等の清掃等を自発的に行う町内会等地域団体に対し、報奨金を交付することにより、活動の活性化や公園愛護意識の高揚を図り、安全で快適な公園の利用を確保します。

[平成22年度(2010年度)末現在の加入状況：636 か所、街区公園数に対する割合：65%]

カ 公共建築物の緑化

(7) 建築物の緑化推進

庁舎や学校などの公共建築物は、多くの市民が利用し地域活動の核となる施設であることから、市街地における緑の拠点として位置付け、質・量ともに民間建築物の模範となるよう、壁面や屋上も含めた敷地内の緑化を進めています。

[平成22年度(2010年度)の整備箇所：広島市西風館]

(4) 屋上緑化等の推進

市役所本庁舎で行った屋上緑化の実験結果や民間施設の屋上緑化の事例、各種制度の紹介を示したリーフレット「屋上緑化のすすめ」の配布や、市役所本庁舎での壁面緑化の実施結果を市ホームページで紹介するなど、屋上緑化等の普及・啓発に努めています。

キ 道路の緑化

美しい都市景観づくりと道路交通の快適性を向上させるため、自然な姿での街路樹の育成に努めるなど、自然環境や生態系との調和に配慮した道路の緑化を進めており、平成22年度(2010年度)においては、畑口寺田線の緑化を行いました。

2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進

【基本方針】

市街地を取り巻く緑豊かな青垣山や「水の都」を形成する幾筋もの川、瀬戸内海の海と島々といった多彩な広島の景観や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地からなる本市特有な景観などを生かしながら、人々に潤いと安らぎを与え都市の風格を高める個性ある美しい都市景観の形成に取り組めます。

また、文化財をはじめとする伝統文化を保存、継承、活用することにより、歴史や伝統を生かし、平和の願いを継承するまちづくりを推進します。

(1) 良好な都市景観の形成

ア 景観に関する基本計画の策定

本市は、昭和56年(1981年)3月に「広島市都市美計画」(以下「都市美計画」という。)を策定し、以後この計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、民間の建築物や屋外広告物の景観協議などにより、市民・事業者と本市が協働して美しい都市景観の形成に取り組んできました。

こうした取組をさらに発展させていくため、平成14年(2002年)1月に「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針」(以下「風景づくり基本方針」という。)を策定するとともに、平成16年(2004年)3月には、風景づくり基本方針で示した施策を具体的に展開していくため、「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」(以下「風景づくり基本計画」という。)を策定し、これらに掲げた目標である『平和都市として個性と魅力ある「ひろしま」の風景の創造』に取り組んできました。

こうした中、平成17年(2005年)6月に景観法が全面施行され、本市においても、平成18年(2006年)4月に広島市景観条例を施行しました。

さらに、本市の良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するために、平成20年(2008年)2月には、条例に基づき、「広島市景観形成基本計画」を策定しました。これに伴い、都市美計画や風景づくり基本方針、風景づくり基本計画から景観形成基本計画に基づく取組へと移行しました。

今後は、この景観形成基本計画において、重点的景観形成地区として位置付けた18地区とその他の区域(一般地区)を合わせた市域全域を対象とした「広島市景観計画」を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取組をより一層推進していきます。

イ 景観資源の登録制度の創造

景観法の景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を補完するため、景観条例に基づき、市民・事業者の協力により良好な景観の形成に寄与する建築物等を選定し、所有者の同意を得た上で登録して、その保存と活用を図ることにしています。今後、登録に向けた取組を進めます。

ウ 公共施設のデザインの向上（広島市公共建築デザイン検討会）

広島市が建築する建築物のデザインについて、開かれた公共建築、景観づくりへ貢献の観点から検討を加え、広島らしい個性的で魅力のある街づくりに寄与することに取り組んでいます。

[平成 22 年度(2010 年度)の検討状況]

施設名等	検討の内容
新北部資源選別センター 安佐南工場焼却施設	設計内容の評価と改善事項の提案 (実施設計完了後の報告)
安佐南消防署	設計内容の評価と改善事項の提案 (実施設計完了後の報告)
広島特別支援学校	(実施設計完了後の報告)

エ 美しい道路空間の形成

(7) デザインに配慮した道路空間の整備

潤いのある整った市街地の形成などのため、電線類の地中化を行っています。

平成22年度(2010年度)においては、駅前吉島線ほか8路線の電線類の地中化を推進しました。

(4) 水の都にふさわしい橋梁等の整備

橋梁の整備にあたっては、街と水辺を結ぶ歩行者動線の確保や歩きやすい水辺の実現に配慮するとともに、水の都にふさわしい景観の形成等に配慮しています。

(5) 屋外広告物行政の推進

屋外広告物は、都市景観を形成するうえで重要な要素となっており、良好な景観の形成を求める市民の要請や多様化した広告媒体への対応等に取り組む必要があります。

また、道路上に掲出された広告物は、大部分が違反広告物であり、道路の美観を維持し、交通安全を確保する観点から、即時に撤去する必要があります。

このため、平成15年(2003年)から、市民ボランティアによる路上違反広告物除却制度(違反広告物のはり紙、のぼり旗等を市から委任された市民が除却する制度)を施行し、平成23年(2011年)3月末現在、94団体781人の方が活動しています。

(I) 放置自転車対策の推進

自転車が集中する紙屋町・八丁堀地区及び主要駅周辺(5か所)の放置規制区域では、放置自転車の即日撤去を行っており、その他の区域では長期間(7日間以上)の放置が認められる場合に撤去を行っています。

また、マナーアップを呼びかけるため、駐輪指導員による街頭指導や学校等への訪問指導を実施しています。

表 46 放置自転車等撤去台数

区 分	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
放置自転車 等撤去台数	37,738 台	38,236 台	34,641 台	31,377 台	30,711 台

資料：広島市道路交通局

オ 民間施設等の景観誘導

(7) 建築物等景観協議

本市では、昭和55年度(1980年度)から、法的強制力によるのではなく、「協議」という対話方式による景観誘導に取り組んでいます。主な協議項目としては、a 外壁の材質や色、b 壁面設備や屋上設備、c 看板・広告塔、d 緑化の4点であり、協議件数は平成23年(2011年)3月末現在で6,190件です。

また、①平和大通り沿道、②川沿いや港湾沿いの地区、③西風新都、④原爆ドーム及び平和記念公園周辺、⑤縮景園周辺については、各地区を対象とした要綱等を制定し、これらに基づいた協議を行っています。

[各地区を対象とした建築物等景観協議の概要]

①平和大通り沿道建築物等美観形成要綱(昭和58年(1983年)4月～)	614件
②リバーフロント建築物等美観形成要綱(平成元年(1989年)7月～)	2,510件
③西風新都アーバンデザイン推進要綱(平成7年(1995年)1月～)	165件
④原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱 (平成7年(1995年)9月～)	218件
⑤縮景園周辺建築物等美観形成要綱(平成19年(2007年)10月～)	4件

(件数は平成23年(2011年)3月末現在の協議受付件数累計)

(イ) ひろしま街づくりデザイン賞

良好な景観の形成に貢献している建築物やまちづくり活動などを表彰することにより、「魅力ある街づくり」への取組の拡大と、市民意識の高揚を図っています。

第12回(平成21～22年度(2009～2010年度))の選考結果は、応募件数246件に対して表彰件数15件でした。

(ウ) 良好な居住環境の形成

市民が快適な住生活を営むためには、自然環境の豊かさや街並みの美しさなどに配慮した居住環境の形成が必要となります。また、地球温暖化、廃棄物の増加、大気汚染などの環境問題に対応するため、環境への負荷の低減に配慮した住宅の供給や生活環境の保全が求められています。

このため、広島市住まいづくりビジョン(平成19年(2007年)12月策定)に「良好な居住環境の形成」を目標の一つに掲げ、良好な街並みや景観の形成、環境に配慮した住まいや住まい方の普及の促進、生活環境の保全に取り組んでいます。

(2) きれいなひろしま・まちづくりの推進

ごみのない清潔で快適な生活環境を実現するため、平成2年度(1990年度)から、市民、事業者の協力を得ながら、「ぼい捨て未然防止対策」と「清掃活動の推進」を柱とする「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」を展開しています。

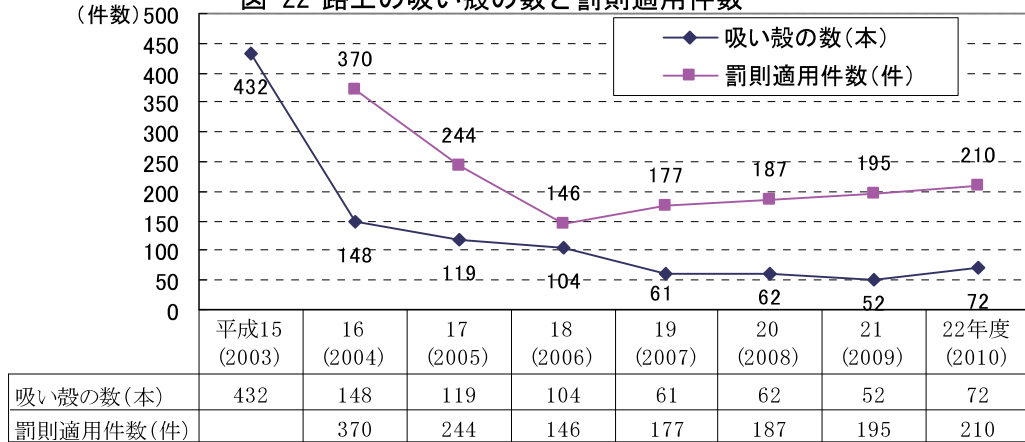
ア ぼい捨て未然防止対策

ぼい捨てを未然に防止するため、散乱ごみ追放キャンペーンの実施、小・中学生を対象にした環境ポスターの募集や応募のあった環境ポスター等を利用した啓発活動を行い、市民一人ひとりの“ぼい捨てをしない”という意識の高揚を図っています。

平成15年(2003年)10月には、「広島市ぼい捨て等の防止に関する条例」を施行し、美

化推進区域・喫煙制限区域内において、「ばい捨て防止指導員」による巡回パトロールを実施し、ばい捨てや歩行喫煙等の防止のための指導・啓発を行っています。

図 22 路上の吸い殻の数と罰則適用件数



資料：広島市環境局業務部業務第一課

(注1) 吸い殻の数

平成15年(2003年)10月の「ばい捨て等の防止に関する条例」の施行直前(9月)に実施した調査以降、毎年9月に実施する喫煙制限区域内8か所の定点調査による本数

(注2) 罰則適用件数

平成16年(2004年)1月の罰則適用開始から1年間ごとの罰則適用件数

また、主要な交差点やバス停に、都市景観にマッチしたデザインの街路ごみ容器、吸い殻入れを設置し、ごみの散乱防止に努めています。

・環境ポスターの募集

→第2章第5節2(4) 学校における環境教育・環境学習の推進(108 ページ)

イ 清掃活動の推進

人の多く集まる場所や通りなど散乱ごみの目立つ場所の清掃を、ボランティアで行う市民や企業等に清掃用具などを提供する「クリーンボランティア支援事業」や、美化推進区域内の市が管理する人通りの多い道路等において、継続的な清掃活動を行なう企業等に清掃用具などを提供する「まちの美化に関する里親制度」を実施するとともに、清掃活動を行っているボランティアの表彰を行っています。

また、住まいや職場の周りの門前清掃の呼びかけを行うとともに、人通りが多く、ごみが散乱しやすい市内の繁華街や主要交差点の歩道などについて清掃しながら、合わせて「ばい捨てはしない」という市民の意識の高揚を図ることを目的に「クリーンアップチームひろしま」が活動しています。



「クリーンアップチームひろしま」の活動

ウ 広島市ばい捨て等の防止に関する条例

平成15年(2003年)7月に、美観を害する行為及び他人の身体を害する行為等を防止し、快適な生活環境の確保を図るため、「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」を制定(施行は同年10月で、罰則の適用は平成16年(2004年)1月から)し、

- ① 本市、市民及び事業者が協働して、快適な生活環境を確保するためのそれぞれの責務
 - ② 屋外の公共の場所でのごみのばい捨て、飼い犬のふんの放置、喫煙制限区域内における灰皿の設置されていない場所での喫煙、屋外での落書きの禁止
 - ③ 美化推進区域・喫煙制限区域内で禁止行為を行った場合の罰則
- などを定め、美観を害する行為等の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

エ その他の取組

(7) 立看板の設置

市内の河川に「きれいな海はきれいな川から、ごみをすてないで」という立看板を設置し、河川へのごみの散乱の防止及び水質汚濁防止のための啓発を図っています。

(4) 「クリーン太田川」の実施

河川環境の美化意識を高揚し、実践活動の定着を図るため、本市をはじめ太田川流域の7市町が連携し、平成5年度(1993年度)から、毎年7月の河川愛護月間に「クリーン太田川」と銘うって太田川水系河川の一斉清掃を行っています。

平成22年度(2010年度)は7月18日(日)に実施し、約2万2千人が参加しました。

(ウ) 河川・海底清掃

市内の河川、海底はごみの不法投棄や流出したごみの堆積や漂着が多く、漁業活動に支障をきたしていることから、漁場機能の回復や環境保全意識の高揚を図るため、海底清掃を行うとともに、河川については関係漁業協同組合が実施する清掃事業に対して事業費を助成しています。

(イ) 海をきれいにする運動

美しい瀬戸内海を守るため、瀬戸内海沿岸に位置する関係自治体が1年に1回、一斉に海岸と海域でゴミ集めを実施しています。

(オ) 港湾等の清掃

公衆衛生の向上、航行船舶の安全、港内の整頓及び水産資源の保護を図るため、広島港及び付近水面において、漂流物、汚物等の投棄の防止、除去に関する事業を実施している(社)広島県清港会の清掃事業に、負担金を支出しています。

(カ) 道路清掃

道路等の機能及び美観の保持並びに沿道環境の保全のため、幹線道路等で交通量が多く、特に清掃が必要と認められる道路について清掃を行っています。

(キ) 不法はり紙除却等

道路の美観維持、通行者の安全確保のため、道路上に違法に設置されたはり紙、はり札、立看板等の除却を行っています。

平成22年度(2010年度)の除却件数は、約3千7百件でした。

(ク) 公園緑地清掃

公園緑地の美観保持及び環境保全のため、清掃を行っています。

(3) ごみ不法投棄対策の推進

不法投棄防止対策として、平成14年度(2002年度)に国、県、県警、市、各種団体等で構成する「広島市不法投棄防止連絡協議会」を設置し、平成15年度(2003年度)からは不法投棄防止キャンペーンを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置や所管環境事業所によるパトロール・業者委託による夜間パトロールのほか、民有地については、必要に応じ土地所有者への防護柵等の設置依頼などの取組を行っています。

表 47 不法投棄の状況

年 度	17年度 (2005年度)	18年度 (2006年度)	19年度 (2007年度)	20年度 (2008年度)	21年度 (2009年度)	22年度 (2010年度)
不法投棄件数(件)	697	799	559	647	412	370
不法投棄処理量(t)	216	257	269	221	177	119

資料：広島市環境局業務部業務第一課

(4) 文化財の保護・活用等の推進

ア 文化財の保護

文化財を保護し、正しく後世に伝え、適切な活用を図るため、調査・指定、指定文化財の保存事業、保護思想の普及啓発を図っており、平成22年度(2010年度)は、広島市指定重要有形文化財東照宮唐門及び翼廊保存修理事業への補助などを実施しました。

なお、平成23年(2011年)4月1日現在、市内の指定文化財の件数は157件(国指定24件、県指定35件、市指定98件)です。

イ 文化財の活用

郷土の歴史、文化に対する理解の促進と新しい文化の創造、発展を図るため、市民ボランティアの参加も得ながら、世界遺産に登録されている原爆ドームや、史跡中小田古墳群などの文化財を保存・継承するとともに、積極的な活用を図っています。

平成22年度(2010年度)は、文化財活用事業として、「ひろしまWEB博物館」の整備・公開や、文化財を通してまちづくりに貢献できる人材育成等の事業を実施しました。

ウ 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充

区の地域特性や資源を生かしながら、市民と協力して個性豊かで魅力ある区のまちづくりを進めていくことを目的に魅力向上プロジェクトを実施しており、歴史的文化遺産の保存や活用、これらを生かした観光ルートの整備など、歴史、伝統を発掘、保存伝承し、活用することにより、広島歴史、伝統にふれ、学習し、交流する機会を提供しています。

表 48 各区の魅力向上プロジェクトのうち歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充に関連する事業の実施状況(平成 22 年度(2010 年度))

区 分	事 業 名	内 容
中 区	歩いて楽しめる空間づくり事業(魅力再発見、まちあるきスポットづくり)	城下町の歴史を辿り実際に現地を調査・学習し、その成果を基に、『広島城北大絵図』を作成し、散策会を実施しました。
東 区	歴史と文化を感じるまちづくり事業	二葉の里歴史の散歩道を広島を誇る歴史・文化資源として広めるため、「二葉の里歴史の散歩道巡り」などを実施しました。
西 区	西国街道宝さがし	まち歩き「西国街道ぶらり旅」を、公民館やボランティアと協働して、井口地区と古田地区で実施しました。また、井口地区において、西国街道沿線にある歴史建造物などを紹介する、「西国街道案内板」を設置しました。さらに、草津地区において、まちづくり活動団体と協働して、散策会やイベントを開催しました。
安佐北区	ふるさとの歴史発見事業	白木地区では住民主体の計画による「井原桜まつり」、高陽地区では公民館と連携した歴史探訪会の開催に取り組みました。また、区民が郷土芸能に親しむきっかけになるよう、区内の神楽団体が一堂に会する神楽発表会の開催に加え、初めて郷土芸能体験会を開催しました。
佐伯区	お宝ネットワーク事業	地域の魅力スポットを結ぶ散策道づくりや、観光の魅力をアピールできる新たな資源発掘・コースの設定などを区民の参画を得ながら実施し、史跡標示板の設置やガイドブックの作成などを行いました。